



2023年2月10日

各 位

会 社 名 水道機工株式会社
代 表 者 代表取締役社長 古川 徹
(コード番号 6403)
問合せ先責任者 専務取締役 丸山 広記
(TEL 03-3426-2131)

建設業法に基づく監督処分について

当社は、2020年9月25日に「第三者委員会による調査報告書受領に関するお知らせ」として、当社及び当社連結子会社の株式会社水機テクノスの一部の役職員について、技術検定試験の受験資格である実務経験に不備があると判定され、また、監理技術者資格の資格要件である実務経験に不備があると判定されたこと、それらの資格不備者の中に専任技術者として営業所に配置された者及び主任技術者又は監理技術者として工事現場に配置された者がいたことを公表いたしました。本件に関し、本日、国土交通省関東地方整備局から、下記のとおり、当社及び株式会社水機テクノスは、建設業法に基づく監督処分を受けました。

お客様をはじめ関係者の皆様には多大なるご心配とご迷惑をおかけすることとなり、心より深くお詫び申し上げます。

当社グループでは、2020年9月25日に公表した再発防止策の徹底に取り組んでまいりましたが、今般の処分を厳粛に受け止め、引き続き全社をあげて信頼回復に努めてまいります。

記

I. 処分の概要

1. 当社に対する建設業法第28条第1項に基づく指示処分

(1) 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。

① 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること。

② 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育（以下、「研修等」という。）の計画を作成し、役職員に対し必要な研修等を継続的に行うこと。

③ 社内の業務運営方法の調査・点検を行うとともに、業務管理体制の整備・強化を行うこと。

(2) 前項各号について講じた措置（当社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合には当該措置を含む。）について、文書をもって速やかに報告すること。

(3) 理由

当社は、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。

このことが、建設業法第28条第1項本文に該当すると認められる。

2. 当社に対する建設業法第 28 条第 3 項に基づく営業の停止命令

(1) 停止の対象となる営業の範囲及び期間

①全国における建設業に関する営業のうち、公共工事に係るもの。

2023 年 2 月 25 日から 2023 年 4 月 10 日までの 45 日間

②茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県における機械器具設置工事業及び水道施設工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの。

2023 年 4 月 11 日から 2023 年 5 月 2 日までの 22 日間

(2) 理由

当社は、建設業法第 26 条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していた。

また、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提供し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた。

これらのことが、建設業法第 28 条第 1 項第 2 号に該当すると認められる。

3. 株式会社水機テクノスに対する建設業法第 28 条第 1 項に基づく指示処分

(1) 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。

①今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること。

②建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育（以下、「研修等」という。）の計画を作成し、役職員に対し必要な研修等を継続的に行うこと。

③社内の業務運営方法の調査・点検を行うとともに、業務管理体制の整備・強化を行うこと。

(2) 前項各号について講じた措置（株式会社水機テクノスにおいて前項に係る措置以外に講じた措置がある場合には当該措置を含む。）について、文書をもって速やかに報告すること。

(3) 理由

株式会社水機テクノスは、建設業法第 15 条第 2 号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。

このことが、建設業法第 28 条第 1 項本文に該当すると認められる。

4. 株式会社水機テクノスに対する建設業法第 28 条第 3 項に基づく営業の停止命令

(1) 停止の対象となる営業の範囲及び期間

①全国における建設業に関する営業のうち、公共工事に係るもの。

2023 年 2 月 25 日から 2023 年 4 月 10 日までの 45 日間

②岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県における機械器具設置工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの。

2023 年 4 月 11 日から 2023 年 4 月 25 日までの 15 日間

(2) 理由

株式会社水機テクノスは、建設業法第 26 条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を監理技術者として工事現場に配置していた。

また、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽

の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提供し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた。

これらのことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められる。

II. 業績に与える影響

本件による2023年3月期連結業績への影響は軽微です。なお、2023年3月期連結業績予想等につきましては、2023年2月7日付公表の「2023年3月期第3四半期決算短信」ならびに「2023年3月期通期連結業績予想並びに配当予想に関するお知らせ」において開示の通りとなります。また次期以降の影響につきましては、影響額が判明した時点で適時開示を行う予定としております。

以 上